平成２３年（フ）第１６２号
さいたま市南区大字大谷口1809番地　レオパレスバロン306
債務者　鉢嶺　元春
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
埼玉県川口市朝日１丁目12番３号　桜荘11号
債務者　鈴木　敏行
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８１号
埼玉県三郷市さつき平２丁目４番１―1106号
債務者　山口いづみ
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
栃木県足利市通４丁目2562番地７　モンシャトー足利成和606
債務者　原田　雅司
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１６号
栃木県佐野市閑馬町246番地３
債務者　渡邊　忠彦
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２８号
静岡県富士市大淵4137番地の６
債務者　有本　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２１４７号
神奈川県横浜市磯子区森１丁目11番４―402号、前住所埼玉県上尾市原新町３番48号　ルミエール上尾103
破産者　美濃　信介
1　主文　平成23年１月11日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「埼玉県上尾市原新町３番48号　ルミエール上尾103」とあるのを、「神奈川県横浜市磯子区森１丁目11番４―402号、前住所埼玉県上尾市原新町３番48号　ルミエール上尾103」と更正する。
2　決定年月日　平成23年２月23日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続廃止決定の取消決定確定等

平成２２年（フ）第７７９号
兵庫県姫路市香寺町須加院338番地49、現在の居所兵庫県姫路市西今宿３―１―41高岡病院
破産者　岐部　共彦

上記破産事件について、下記の２のとおり取消決定が確定したので、併せて３から７の事項を定める。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
1　主文　上記の者に対する破産事件について、平成22年11月５日付け破産手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成23年２月22日
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月26日
平成23年２月22日　神戸地方裁判所姫路支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２７４号
埼玉県さいたま市岩槻区大字掛460番地３
破産者　有限会社栃木屋食品
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９７号
青森市大字幸畑字阿部野68番地４
破産者　株式会社大仁
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１４４号
秋田県大館市早口字堤の沢15番地19
破産者　小笠原木材株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第２２号
群馬県桐生市天神町２丁目１番１号
破産者　オプティ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７６号
新潟県三条市月岡２丁目22番43号
破産者　株式会社アイコム
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１３２号
三重県桑名市長島町出口244番地９
破産者　北岡　英勝
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０３２号
神戸市中央区御幸通３丁目１番３号岡崎ビル６階
破産者　有限会社ケーツーコールインラック
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７７号
兵庫県西宮市東山台１丁目７番地104号棟306号
破産者　有限会社ドゥ・コーポレート
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係